

個人節税対策の出口戦略

個人の節税対策としての小規模共済や年金基金等は、支出金額全額が所得から控除できるものから順番にご提案しています。なぜなら、節税効果が一番高いからです。支出している間は、これ以上のものはないのですがそれらを受取る場合にはそれぞれ課税の方式が異なります。

受取る場合にも非課税、軽減税率を受けられるようにすることが個人節税対策の出口戦略として重要です。

1. 個人節税対策の支出時と受取時の課税関係

節税対策	支出時課税	年間支出 限度額	受取 年齢	受取 方法	受取時 課税	非課税枠 軽減措置
確定拠出年金	全額所得控除	81万円	60歳	年金	公的年金	65歳まで70万円
年金基金	全額所得控除	81万円	65歳	年金	公的年金	66歳から120万円
国民年金	全額所得控除	19万円	65歳	年金	公的年金	超過分は総合課税
小規模共済	全額所得控除	84万円	退職時	一時金	退職所得	1年当り40万円
確定拠出年金	全額所得控除	81万円	60歳	一時金	退職所得	20年超は70万円 超過分の50%を分離課税

2. 受取時の非課税枠の活用方法

(1) 公的年金控除非課税枠を60歳から活用する

(2) 退職所得控除

- ① 同一年に複数の退職金受取の場合には長い年数での控除になるので同一年受取は避ける
- ② 過去5年以内に退職金の受取があると重複年数は削除されるので、退職金受取は5年超あける
- ③ 確定拠出年金の場合には上記の期間が15年となるので、確定拠出年金の退職金を受取後、小規模共済の受取を計画する。

3. 確定拠出年金と小規模共済の受取の検討

(1) 確定拠出年金の60歳からの受取額を確認する

(2) 65歳までの公的年金控除の範囲内なら年金受取

(3) 退職所得控除の範囲内なら小規模共済の受取を65歳超として一時金受取

(4) 上記以上の場合には一時受取と年金受取の併用

安心会計ニュースを動画で解説しています

毎月の安心会計ニュースのポイント動画を解説しています

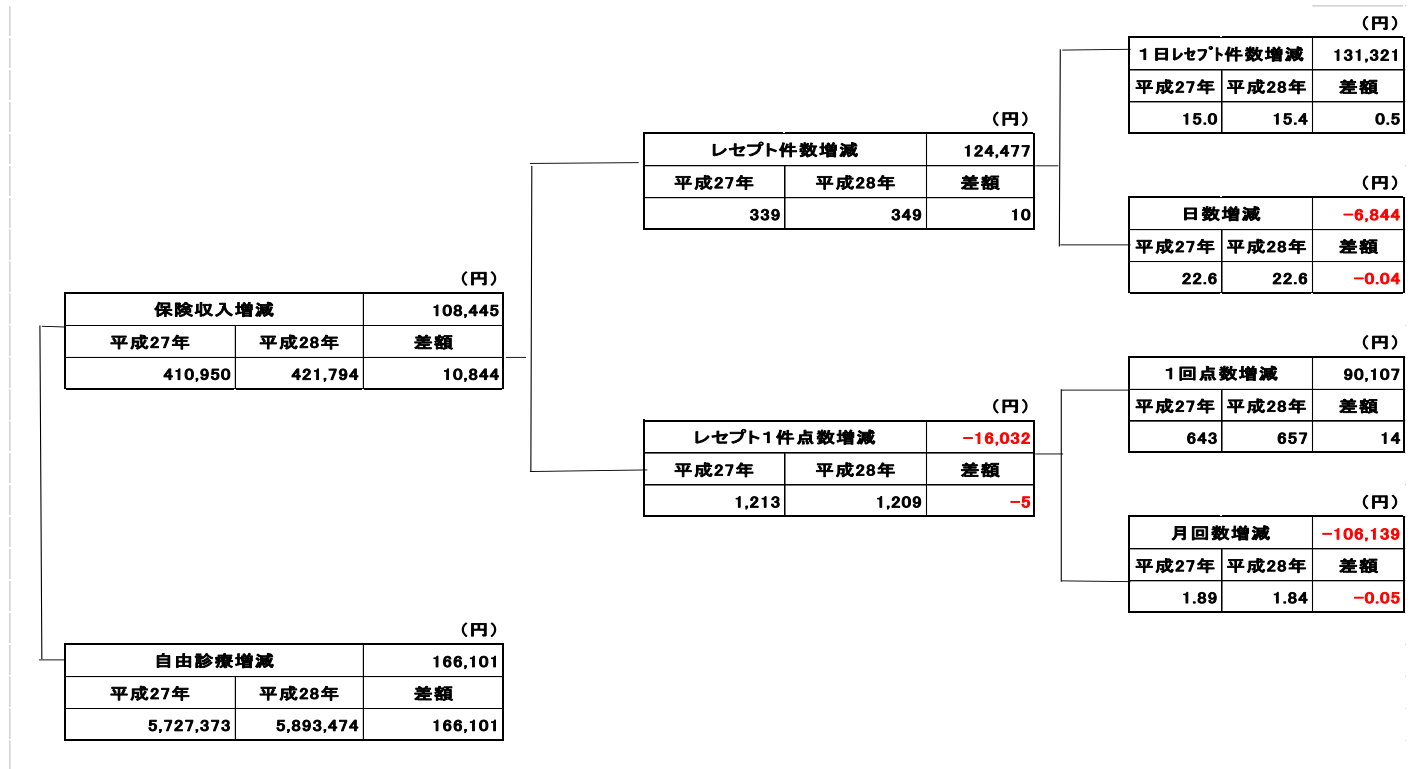
当月の安心会計ニュースのポイントを当月の10日から翌月の9日まで動画でご覧いただけます。QRコードを読み取りご覧ください。



歯科会計

平成28年患者データ個別要素前年比較

項目	同規模平均	平成26年	平成27年	平成28年	前年増減率
診療日数(日)	22.6	22.6	22.6	22.6	99.8%
実日数(日)	642	634	639	642	100.5%
1回点数(点)	657	637	643	657	102.1%
回数(回)	1.84	1.95	1.89	1.84	97.5%
診療点数(点)	414,742	395,078	403,033	414,742	102.9%
自由診療(円)	1,746,625	1,619,212	1,697,042	1,746,625	102.9%
診療収入(円)	5,893,474	5,572,538	5,727,373	5,893,474	102.9%



番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
施設基準届出	外来環	医普I	在歯普	か強診	歯援診	歯訪診	在推	歯リハ2	手術微加	根切顕微	う蝕無痛	手術歯根	歯CAD	GTR	補管	酸単	合計
平均届出率	29.4%	21.4%	6.7%	10.5%	11.3%	24.4%	2.9%	12.6%	13.0%	9.7%	6.3%	4.2%	64.7%	13.4%	100.0%	10.9%	
H27	40	36	9	9	19	9	7	26	17	8	14	9	124	25	238	22	612
H28	70	50	16	26	28	59	7	30	31	23	15	10	154	32	238	26	815
増加	30	14	7	17	9	50	0	4	14	15	1	1	30	7	0	4	203

安心会計ニュースを動画で解説しています

毎月の安心会計ニュースのポイント動画を解説しています

当月の安心会計ニュースのポイントを当月の10日から翌月の9日まで動画でご覧いただけます。QRコードを読み取りご覧ください。



ドクター会計

IT 導入補助金（二次募集）

平成 28 年度第二次補正予算として、IT 導入補助金の二次募集が行われています。

これは、レセコン、電子カルテ、予約ソフトといった IT ツールの導入にかかる費用の一部を支援する補助金です。最大で 100 万円の補助金となっていますので、レセコン等の購入をお考えでしたら早急にご検討ください。

【IT 導入補助金の概要】

1. 対象者

中小企業及び小規模事業者が対象となっていて、医療法人、個人の診療所ともに対象となります。

2. 補助対象

あらかじめ登録された IT 導入支援事業者（メーカー）の IT ツール
具体的にはレセコン、電子カルテ、予約システム等

3. 交付申請期間

平成 29 年 3 月 31 日（金）～平成 29 年 6 月 30 日（金）

4. 補助率

3 分の 2 以内 上限額 100 万円 下限額 20 万円

※150 万円のレセコン購入の場合、 $150 \text{万円} \times 2/3 = 100 \text{万円}$ の補助金

5. 申請手続

IT 導入支援事業者（メーカー）の代理申請となります。

そのため、今回の申請はメーカー主導で行われています。書類作成等の申請準備も IT 導入支援事業者の方で行っているところが多いですが、一部対応していない場合もあります。

その場合は、申請書類作成を代行していただける専門家をご紹介します。（※申請費用が発生いたします。）

6. 注意点

- ・ 交付決定後に、契約及び支払い等を行ってください。交付決定前に契約・発注支払い等を行い発生した経費は補助の対象となりません。
- ・ 全ての IT ツールが対象ではありませんので、導入希望の IT ツールが IT 補助金の対象かどうか、メーカーにご確認ください。

医療承継

遺言書の方式とメリット・デメリット

遺言書がない場合は、相続人での遺産分割協議により遺産の分割が行われます。逆に遺言書があれば遺言書に従った遺産分割となります。

遺言書としては、民法では自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つが定められています。それぞれの基本ルール及びメリット・デメリットは以下のとおりです。

	作成の方法	メリット	デメリット
自筆証書遺言	本人の直筆 証人不要 本人保管	<ul style="list-style-type: none">・もっとも手軽に作成可能・費用がかからない・内容が誰にも知られない	<ul style="list-style-type: none">・様式不備で無効のおそれ・偽造、盗難、紛失のおそれ・開封には家庭裁判所の検認手続が必要・死後発見されないおそれ
公正証書遺言	公証役場の公証人が作成する 証人2名必要 原本は公証役場で保管	<ul style="list-style-type: none">・公証人が作成するので様式不備で無効になる恐れなし・偽造や紛失の心配ない・相続時の検認手続不要	<ul style="list-style-type: none">・公証人や証人に依頼するため費用がかかる・内容が公証人や証人に知られる
秘密証書遺言	遺言書を封印したものを公証役場で証明を受ける（存在の証明） 証人2名必要 代筆・ワープロ可 本人が保管	<ul style="list-style-type: none">・代筆やワープロも可能・内容が誰にも知られない	<ul style="list-style-type: none">・様式不備で無効のおそれ・公証人や証人に依頼するため費用がかかる・開封には家庭裁判所の検認手続が必要・紛失のおそれ

秘密証書遺言は実際にはほとんど利用されていません。費用がかかるものの、安全性・確実性の高い公正証書遺言がもっともおすすめの方法です。

遺言書があることで、誰にどの財産をのこすか指定でき将来の遺産争いを防ぐことができます。また名義変更等の相続手続もスムーズに行うことが可能となります。

医療承継コンサルの内容を映像でご覧いただけます
QRコードを読み取りご覧下さい

